特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	児童手当に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西条市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

愛媛県西条市長

公表日

令和4年2月10日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	西条市では児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①児童手当支給の対象者の資格確認、配偶者の所得情報の確認の事務 ②現況届の確認の事務 ③支払管理の事務 ④台帳管理及び統計処理の事務
③システムの名称	1. 児童手当システム　2. 団体内統合宛名システム　3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
1. 児童手当受給者ファイル　　2. 児童情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条　別表第一　第56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二　第74の項・第75の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第40条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども健康部　子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所　総務部　総務課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所　こども健康部　子育て支援課 TEL 0897-52-1370

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅰ.5.評価実施機関における担当部署	②所属長　子育て支援課　近藤　誠	②所属長　子育て支援課　青野　栄一	事後	人事異動のため
平成28年4月1日	Ⅱ1.対象人数　いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	年度が変わったため
平成28年4月1日	Ⅱ2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	年度が変わったため
平成28年4月1日	Ⅰ.3個人番号の利用	番号法第9条　別表第一　第56の項「児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」	番号法第9条　別表第一　第56の項「児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令　第44条	事後	平成27年度記載もれのため
平成28年4月1日	Ⅰ.4②法令上の根拠	番号法第19条　別表第二　第74の項・第75の項	番号法第19条　別表第二　第74の項・第75の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第40条	事後	平成27年度記載もれのため
平成31年3月18日	Ⅰ.5.評価実施機関における担当部署	②所属長　子育て支援課　青野　栄一	②所属長　子育て支援課長	事後	個人名削除のため
平成31年3月18日	Ⅱ1.対象人数　いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	年度が変わったため
平成31年3月18日	Ⅱ2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	年度が変わったため
平成31年3月18日	Ⅳ　リスク対策			事後	評価書の様式の一部改正による、新規記載
令和4年2月10日	Ⅰ4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条　別表第二　第74の項・第75の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第40条	番号法第19条第8号及び別表第二　第74の項・第75の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第40条	事後	根拠法令の適用号の記載漏れのため
令和4年2月10日	Ⅰ5.評価実施機関における担当部署	保健福祉部	こども健康部	事後	組織名が変更になったため
令和4年2月10日	Ⅰ8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部	こども健康部	事後	組織名が変更になったため
令和4年2月10日	Ⅱ1.対象人数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日	令和3年4月1日	事後	年度が変わったため
令和4年2月10日	Ⅱ2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日	令和3年4月1日	事後	年度が変わったため